

買い物利便性向上支援事業補助金

令和3年度からの主な変更点

- 小規模事業者への補助率を2/3に引き上げ
- 納税証明書の提出が不要
- 事業承継への補助（上限50万円）が追加
- 事業承継を前橋商工会議所・前橋東部商工会・富士見商工会がフォローアップ

申請期間

令和4年4月1日(金)～令和5年2月28日(火)

対象業種

小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業

対象エリア

市街化調整区域・大胡・宮城・粕川・富士見地区

対象経費

- ①店舗等の改装工事費 内装・外装・空調設備・給排水設備工事等
- ②備品購入費 耐用年数1年以上かつ所得価格10万円以上の備品

一般型

補助率 **1/2**

※小規模事業者2/3

上限額 **10万円**

事業継続のために行う事業費の一部を補助

- ✓ 小規模事業者への補助率が2/3に
- ✓ かかった経費の最大10万円を補助
- ✓ 令和3年度利用者も利用可能

承継型

補助率 **1/2**

※小規模事業者2/3

上限額 **50万円**

事業承継を目指して行う事業費の一部を補助

- ✓ 最大3年間の承継計画を
商工会議所等がフォローアップ
- ✓ かかった経費の最大50万円を補助
- ✓ 承継が1年前に終わっていても申請可能

【複数年計画を申請する場合】

前橋商工会議所・前橋東部商工会・富士見商工会の
いずれかのフォローアップが必須となります

お申込み・お問い合わせ先

〒371-0023 前橋市本町二丁目12-1 前橋プラザ元気21 1階

前橋市 産業経済部 にぎわい商業課 商業振興係

027-210-2188 受付時間8:30~17:15(土日祝日除く)

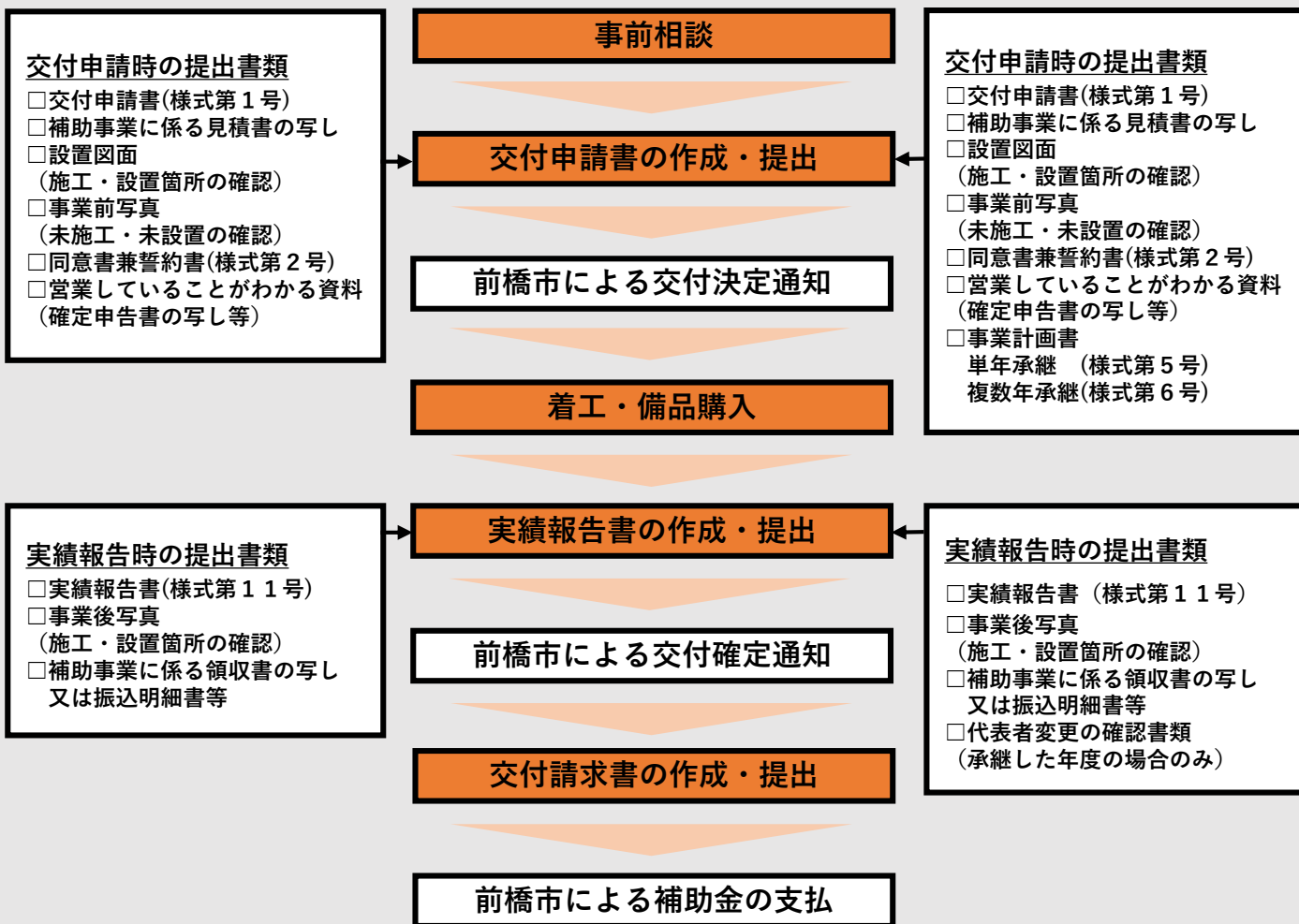
HPはコチラから



◆申請から補助金支払までの手続き

一般型

承継型



種別	対象経費	補助率	補助上限額
一般型	①店舗等の改装工事費 内装・外装・空調設備・給排水設備工事等	1 / 2 ※小規模企業者 2 / 3	10万円
承継型	②備品購入費 耐用年数1年以上かつ所得価格10万円以上の備品		50万円

注意事項

- ・令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間で交付申請したうえで、令和5年3月31日までに事業及び支払いをすべて完了させてください。
- ・原則、市内業者への発注が条件です。
- ・補助金交付決定前に着手した事業に係る経費は対象外です。
- ・一般型と承継型は同一年度での併用はできません。
- ・交付決定金額はいずれも千円未満切捨てとなります。
- ・要項違反等により交付決定が取り消される場合があります。